

不安にさせてお金を騙し取る

# 不当(架空)請求

## こんな手口に注意!

- 心当たりのない会社などから、通販代金、有料サイト利用料、他社から譲渡された債権などの名目で封書・ハガキ・電子メールで請求されます。
- 公的機関に似た名称、弁護士などをかたる場合もあります。
- 「最終通告」「裁判後、財産差し押え」などと脅しととれる言葉で不安をあおります。
- 「至急、連絡を!」と電話するよう誘います。



最終通告?  
民事訴訟?  
差し押さえ?

連絡した方が  
いいかしら...

## 助言

- 利用していなければ、支払う必要はありません。
- 利用したかもしれない場合でも、根拠のある明細書付きの請求書がなければ、相手にする必要はありません。
- 請求者や差出人に連絡しないでください。連絡すると個人情報を相手に知らせることとなり、相手はさらに執拗な請求を繰り返してきます。
- このような請求などがあった場合には、お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口や警察署に相談してください。

インターネット ボタンを押しただけで登録?

# ワンクリック請求

## こんな手口に注意!

- ホームページ閲覧中、無料画像などで巧みに有料ホームページに誘導され、年齢確認ボタンなどを押したとたんに、登録、料金請求の画面が出ます。



## 助言

- 利用規約を必ず読み、契約意思がないなら、そのホームページを閉じましょう。
- 一方的に、登録された場合、契約は成立してないので、事業者の請求に応じる必要はありません。
- お金を振り込む前に、お近くの消費生活相談窓口にご相談ください。